男性の育児休業取得促進等に関する参考資料集

<目次>	
(1)子の出生直後の休業の取得を促進する枠組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P12 P20

(1)子の出生直後の休業の取得を促進する枠組み

男性が取得した休暇・休業の時期・タイミング

「産後、妻が産院にいる間! 「妻が退院するとき」

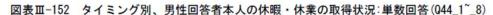
⇒男性・正社員本人の取得割合及び取得希望割合の合計は、それぞれ67.4%、71.1%と高い。 女性・正社員の配偶者の取得割合及び取得希望割合の合計も、それぞれ58%、65%と高い。

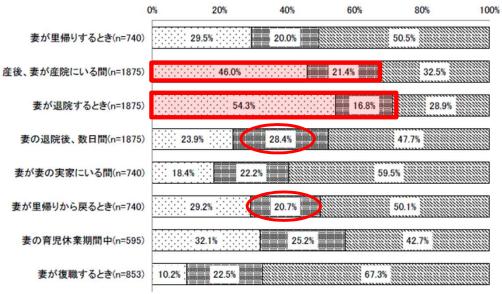
「妻の退院後、数日間 |

⇒男性・正社員本人の取得希望割合が28.4%、女性・正社員の配偶者に対する取得希望割合が26%であり、 他の時期・タイミングと比較してもっとも高い。

「妻が里帰りから戻るとき」

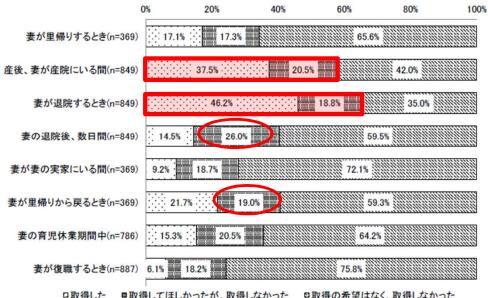
⇒男性・正社員本人の取得希望割合が20.7%、女性・正社員の配偶者に対する取得希望割合が19%であり、 一定の休暇・休業取得希望がある。





ロ取得した 四取得したかったが、取得しなかった □取得の希望はなく、取得しなかった

図表Ⅲ-153 タイミング別、女性回答者の配偶者の取得状況および配偶者に対する取得希望:単数 回答(044 1~8)



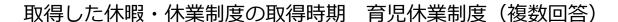
□取得した ■取得してほしかったが、取得しなかった □取得の希望はなく、取得しなかった

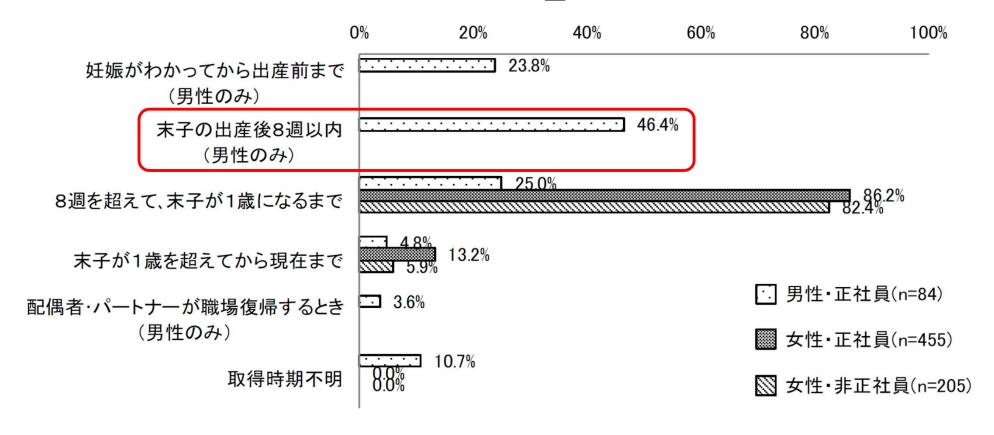
※就業形態は末子妊娠判明時のもの

※「妻が里帰りするとき」「妻が妻の実家にいるとき」「妻が里帰りから戻るとき」は、里帰りに該当するとした回答者が集計対象。 「産後、妻が産院にいる間」「妻が退院するとき」「妻の退院後、数日間」は、自宅出産に該当しないとした回答者が集計対象。 「妻の育児休業期間中」は、妻が育児休業制度を利用したとした回答者が集計対象。「妻が復職するとき」は、妻がすでに復職しているとした回答者が集計対象。

男性の育児休業取得時期

「男性・正社員」では、「末子の出産後8週間以内」が46.4%で最も回答割合が高い。





※上図の就労形態は末子妊娠判明当時のもの。

(出典) 厚生労働省委託事業「平成30年度仕事と育児等の両立に関する実態把握のための調査研究事業報告書」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

男性の休暇・休業期間の現状と希望

休暇・休業取得期間 (全休暇・休業)

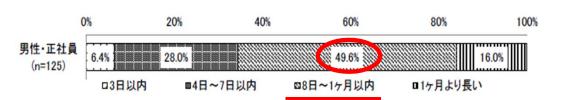
末子出生時にいずれかの休暇・休業を取得した「男性・正 社員」について、全ての制度を合わせた本人の休暇・休業 の取得期間をみると、「男性・正社員」では、「3日以 の割合がもっとも高く(43.1%)、次いで「4~7 (25.8%) となっている。

図表Ⅲ-112 全休暇・休業制度の合計の取得期間(本人;男性):数量回答(Q36 1) 0% 80% 100% 男性·正社員 43.1% (n=1046) 口3日以内 ■4日~7日以内 図8日~1ヶ月以内 四1ヶ月より長い

取得者の希望期間(子の出生後8週間)

いずれかの休暇・休業を取得したが取得期間が希望通りで はなかった者が希望していた取得期間は、「8日~1ヶ月 以内 | が49.6%で最も高い。

図表Ⅲ-120 取得者のうち、取得期間が希望通りではなかった回答者が希望していた休暇・休業期 間 (男性;末子出生後8週間以内の取得):単数回答(Q38_1_1)



※就労形態は末子妊娠判明当時のもの。

取得期間の希望合致度(子の出生後8週間)

いずれかの休暇・休業制度を利用した「男性・正社員 | について、末子出生後8週間以内に取得した休暇・休業 期間が「自分の希望通りではなかった」 者は14.0%。

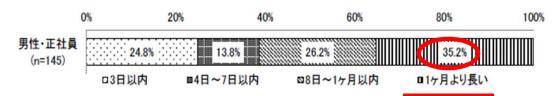
図表Ⅲ-114 本人が取得した休暇・休業期間の希望合致度(末子出生後8週間以内の取得):単数 回答(Q37 1 1)



非取得者の希望期間(子の出生後8週間)

休暇・休業を取得しなかったが、いずれかの休暇・休業 の取得を希望していた男性回答者について、末子出生後 8週間以内の希望取得期間は、「1ヶ月より長い」が 35.2%で最も高い。

図表Ⅲ-132 非取得者層が希望していた休暇・休業期間(男性;末子出生後8週間以内の取得): 数量回答(Q38_1_1)



育児休業や他の制度における権利義務の構成

現行の育児休業の権利義務の構成

- 現行の育児休業は、労働者から事業主に対する「申出」によって行われ、事業主はこの「申出」を、原 則として拒めない。
- ○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)(抄) (育児休業の申出)
- 第五条 <u>労働者は、その養育する一歳に満たない子について、その事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができる。</u>ただし、期間を定めて雇用される者にあっては、次の各号のいずれにも該当するものに限り、当該申出をすることができる。(略)

(育児休業申出があった場合における事業主の義務等)

第六条 <u>事業主は、労働者からの育児休業申出があったときは、当該育児休業申出を拒むことができない。</u>ただし、当該事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる労働者のうち育児休業をすることができないものとして定められた労働者に該当する労働者からの育児休業申出があった場合は、この限りでない。(略)

労働者の就業を禁止している他の制度

- 出産した女性労働者の産前産後期間や、年少者、病者については、原則として就業させることが禁止されている。
- 〇労働基準法 (昭和22年法律第49号)(抄) (産前産後)
- 第六十五条 <u>使用者は</u>、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を<u>就業</u> させてはならない。
- 2 <u>使用者は</u>、産後八週間を経過しない女性を<u>就業させてはならない</u>。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。(略)

(最低年齢)

- 第五十六条 使用者は、児童が満十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了するまで、これを使用してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表第一第一号から第五号までに掲げる事業以外の事業に係る職業で、児童の健康及び福祉に有害でなく、かつ、その労働が軽易なものについては、行政官庁の許可を受けて、満十三歳以上の児童をその者の修学時間外に使用することができる。映画の製作又は演劇の事業については、満十三歳に満たない児童についても、同様とする。
- ○労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号) (抄) (病者の就業禁止)
- 第六十八条 <u>事業者は</u>、伝染性の疾病その他の疾病で、厚生労働省令で定めるものにかかつた労働者については、厚生労働省令で定めるところにより、 その<u>就業を禁止しなければならない</u>。

育児休業の手続

育児休業申出の手続

【申出】

- ・労働者は、書面等で事業主に申し出る
- ・事業主は、証明書類の提出を労働者に求めることができる
- ・事業主は、育児休業の開始予定日及び終了予定日等を、書面等で労働者に通知

【申出期限】

- ・労働者は、<u>休業開始日の**1ヶ月前まで***に申出を行えば、希望通りの日から休業できる。</u> (申出がこれより遅れた場合、事業主は、労働者の休業開始日を申出日の翌日から1ヶ月以内の範囲で指定することができる) ※1歳以降の休業の申出は2週間前まで
- ・ただし、<u>出産予定日前に子が出生したこと等の事由が生じた場合</u>*は、労働者は、<u>休業開始日の**1週間前まで**に申出を行え</u> ば、希望通りの日から休業できる。

(申出がこれより遅れた場合、事業主は、労働者の休業開始日を申出日の翌日から1週間以内の範囲で指定することができる) ※このほか、配偶者が死亡した場合、配偶者が負傷、疾病等により子の養育が困難になった場合等。

【休業開始予定日の繰上げ】

・<u>出産予定日前に子が出生したこと等の事由が生じた場合は、</u>**1回に限り**開始予定日の繰上げ可能。この場合、<u>変更後の休業</u> 開始日の1週間前までに申出を行えば、希望通りの日から休業できる。

(申出がこれより遅れた場合、事業主は、労働者の休業開始日を申出日の翌日から1週間以内の範囲で指定することができる)

【休業終了予定日の繰下げ】

- ・1ヶ月前までに申し出ることにより、子が1歳に達するまでの期間内で1回に限り終了予定日の繰下げ可能。
- ※1歳以降の休業をしている場合は、2週間前の日までに申し出ることにより、子が1歳6ヶ月(又は2歳)に達するまでの期間内で1回

その他

【申出の撤回】

- ○休業開始予定日の前日までに申し出ることにより、撤回可 この場合、特別の事情がない限り再度の申出は不可
 - ※特別の事情とは、配偶者が死亡したことや、離婚等により配偶者が子と同居しない こととなったことを指す
- ※子が1歳に達するまでの育児休業の申出を撤回した場合でも、子が1歳に達する日において育児休業をしている配偶者と交代する場合には、1歳から1歳6ヶ月まで及び1歳6ヶ月から2歳までの育児休業の申出が可能

【育児休業の終了】

- ○労働者の意思に関わらず、育児休業は以下の場合に終了する
 - ・子が死亡した場合や、子が他人の養子になったことにより同居が解消された場合など、子を養育しないこととなった場合
 - ・子が1歳に達した場合(育児休業を延長している場合は、1歳6ヶ月又は2歳に達した場合)
 - ・育児休業をしている労働者について、産前産後休業、介護休業又は新たな育児休業が始まった場合

育児休業の申出手続に関する要望

要望の概要

○ 育児休業取得申請の「休業開始1ヶ月前までに提出」という条件の撤廃、また申請内容の変更回数上限 の撤廃

要望の背景

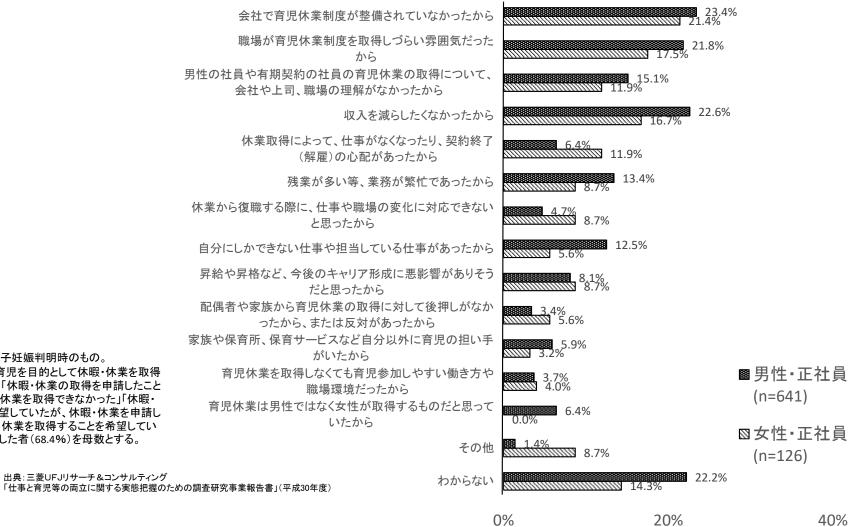
- 育児休業取得の申請は、原則として休業開始の1ヶ月前までに提出が必要となっている。
- 産前産後休業がない男性の場合、出生日が早まった場合、「子は生まれているが育休には入れない」 期間が発生する場合がある。
- 変更申請は可能だが、「1回に限る」とされており、妊娠・出産の状況の変化に対応が難しく、男性 の育休取得のハードルを高めている。

見込まれる効果

- 夫婦間でのより柔軟な育休取得の計画が可能になり、男性の育児休業も取得しやすくなる。
- 母体の状況の変化や、早産等があった場合でも、配偶者である男性がスムーズに出生時点から育児休業を取得できるようになる。

出産・育児を目的として休暇・休業を利用しなかった理由

「男性・正社員」について、出産・育児を目的として休暇・休業制度を利用しなかった理由をみると、「会社で 育児休業制度が整備されていなかったから」、「収入を減らしたくなかったから」、「職場が育児休業制度 を取得しづらい雰囲気だったから」が多くなっている。



※就業形態は末子妊娠判明時のもの。

※末子の出産・育児を目的として休暇・休業を取得 したかについて、「休暇・休業の取得を申請したこと があるが、休暇・休業を取得できなかった「休暇・ 休業の取得を希望していたが、休暇・休業を申請し なかった」「休暇・休業を取得することを希望してい なかった」と回答した者(68.4%)を母数とする。

出典:三菱UFJリサーチ&コンサルティング

民間企業における育児休業の分割

<日本ユニシス株式会社>

分割できる。

一度復職した後も育児休業取得可能期間内であれば再度取得できる。

<積水ハウス株式会社>

最初の1ヶ月を有給として、1ヶ月以上の取得を促す休業。

2回まで分割できるが、1ヶ月以内の取得の場合には4回まで分割できる。

(※) 分割取得の状況は以下のとおりで、4分割の男性が約半数を占める。

4回に分割:44.8% / 3回に分割:24.7% / 2回に分割:13.9% / 一括取得:16.6%

例えば出産時と妻の復職時とそれぞれ取得したい場合や、業務の繁忙期と重なってしまう場合のほか、1ヶ月まとめて取得することについて本人が仕事面で不安を感じたり、周りに迷惑をかけるのではないかという心配などから、分割取得する男性が多い。その分割も、かなり長い期間にわたって分割取得する人と、期間を比較的集中させて分割取得する人とさまざまである。

<株式会社丸井グループ>

基本は分割できないが、事由によっては柔軟に対応する。

<大成建設株式会社>

社内アンケート調査で分割取得を求める声が多く、分割することで取得日数増加につながることも考えられるため、いずれ分割取得も可能としたいと考えている。

(出典) JILPT「男性労働者の育児休業の取得に積極的に取り組む企業の事例―ヒアリング調査―」(2020年9月)

育児休業中の就労の扱いについて

- 育児休業は、その期間の労務提供義務を消滅させる制度であるため、<u>恒常的・定期的に就</u> 労する場合には、育児・介護休業法上の育児休業を取得していることにはならない。
- しかし、育児休業中の就労について、労使の話し合いにより、子の養育をする必要がない期間に、一時的・臨時的にその事業主の下で就労することは可能。
- ※本来、子の養育をしていなければ育児休業の要件を満たさないこととなるが、この場合に当然育児休業が終了するものとすることは、労働者にとって酷となるだけでなく、事業主にとっても要員管理が不安定なものとなるため、そのような取扱いを行っていないところ。

○ 一時的・臨時的に就労する場合とは、例えば次のような場合が考えられる。

大災害が発生し、交通網や通信網が寸断されたため、出社できない従業員が多数発生している状況において、育児休業取得中の従業員Aについては、交通網あるいは通信網が保たれているため、臨時的な災害対応として、出社しての作業あるいはテレワークによる作業を依頼し、Aがこれに合意した場合

Bは、育児休業の開始当初は全日を休業していたが、突発的に発生した事態に対応するため、その都度事業主と合意の上、他の者では手当てできない臨時の業務を行う場合(テレワークにより行うものを含む)

○ 次のような場合には、「一時的・臨時的に就労する場合」には該当しない。

育児休業開始当初より、あらかじめ決められた1日4時間で月20日間勤務する場合や毎週特定の曜日又は時間に勤務する場合 (テレワークにより行うものを含む)

(2)妊娠・出産(本人又は配偶者)の 申出をした労働者に対する 個別周知及び環境整備

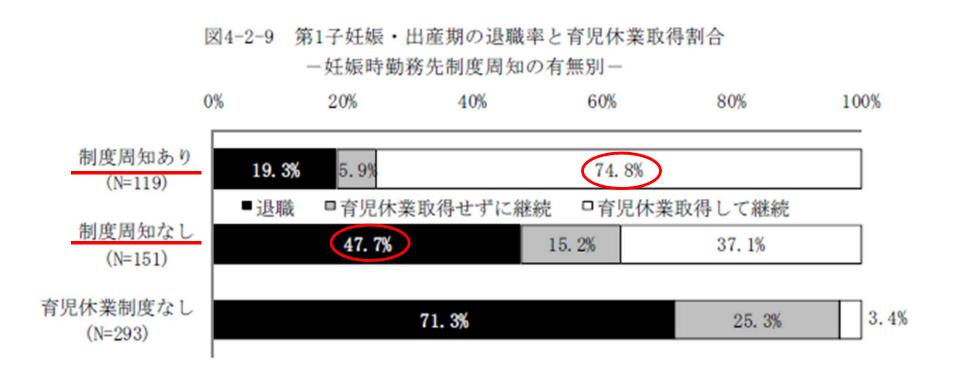
育児休業等に関する定めの周知等の措置

参照条文

- ○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)(抄)
- 第21条 事業主は、育児休業及び介護休業に関して、あらかじめ、次に掲げる事項を定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置(労働者若しくはその配偶者が妊娠し、若しくは出産したこと又は労働者が対象家族を介護していることを知ったときに、当該労働者に対し知らせる措置を含む。)を講ずるよう努めなければならない。
 - 一 労働者の育児休業及び介護休業中における待遇に関する事項
 - 二 育児休業及び介護休業後における賃金、配置その他の労働条件に関する事項
 - 三 前2号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項
- 2 事業主は、労働者が育児休業申出又は介護休業申出をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に対し、前項各号に掲げる事項に関する当該労働者に係る取扱いを明示するよう努めなければならない。

制度周知の有無別・第1子妊娠・出産期の退職率と育児休業取得割合

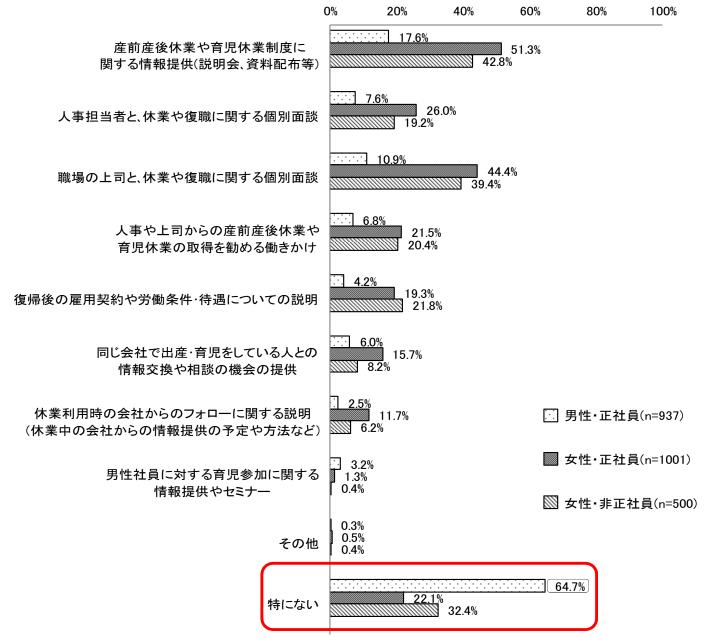
- 「制度周知なし」に比べて、「制度周知あり」の場合は、育児休業取得割合が高く、第1子妊娠・出産期の退職率は低い。
 - (※)制度周知:第1子妊娠時の勤務先における両立支援制度に関する説明(出産前時点)



(注)調査対象:全国30~44歳の女性2,000人 調査期間:2010年11月18日~12月12日

育児休業等の取得に際する会社からの働きかけ

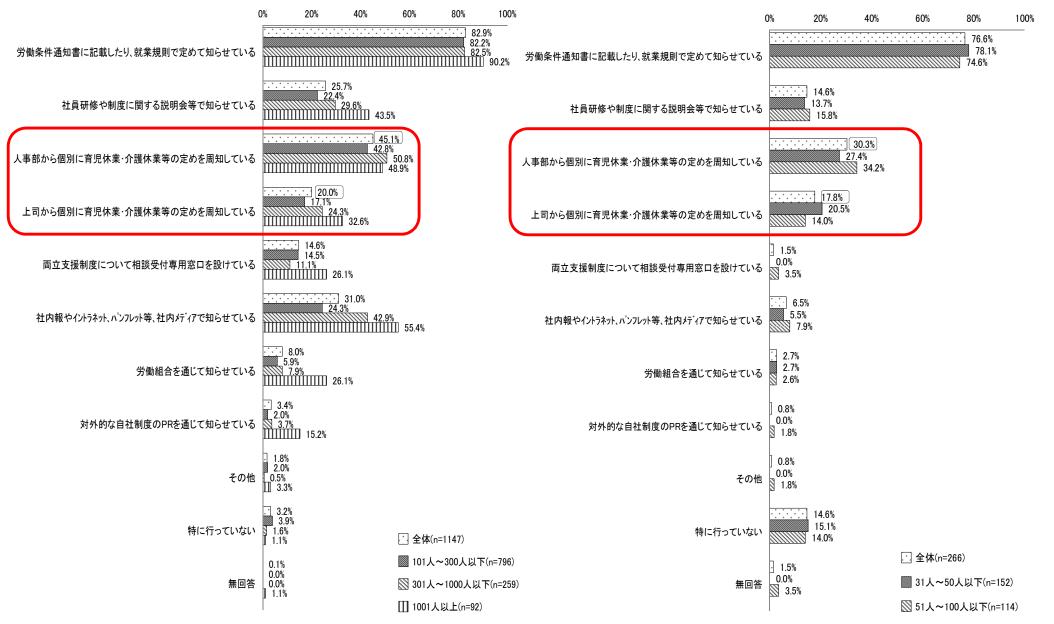
妊娠・出産・育児や休暇・休業の取得に際した、会社からの働きかけ(複数回答)



仕事と育児・介護との両立支援制度の通知方法

101人以上企業(複数回答)

100人以下企業(複数回答)



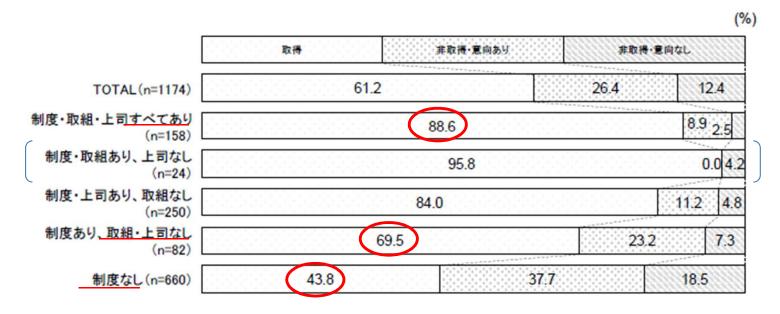
※無期契約労働者(正社員等)に対して行うものに限る。

子の出生前後の男性の休暇の取得状況(育児休業取得促進への取組・上司の理解の有無別)

末子の妊娠中から出生後2か月以内の休暇(※)について、制度・取組・上司のうち2つ以上が揃っている職場では、取得した者の割合が高く、配偶者出産休暇制度はあるが取組と上司の理解がない職場、配偶者出産休暇制度そのものがない職場では、取得割合が低下する。

(※)「休暇」:年次有給休暇、代休、配偶者出産休暇など出産に係る特別休暇、育児休業や、その他勤務先の制度を利用した半日又は1日以上の休暇。

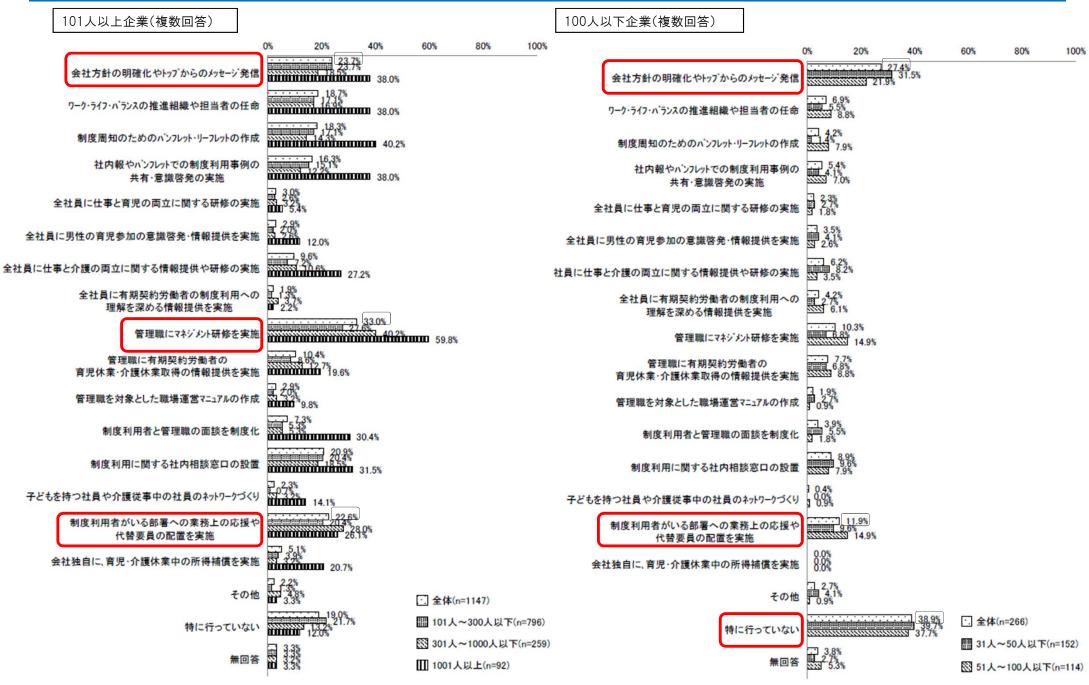
図表 3-2-6 末子の妊娠中から出生後2か月以内の休暇取得状況・意向(単一回答)/制度・取組・上司の複合要因別



※ n=30 未満は参考値

- ※ 制度あり:勤務先に「(配偶者出産休暇制度が)あった」と回答した者
- ※ 取組あり:「男性の育児休業の取得に関する説明会や広報」「上司からの育児休業取得への声かけ」「男性の育児参加体験者の体験談等の共有」のうち、1 つ以上で「取組があった」と回答した者
- ※ 上司あり:未子出生当時の直属の上司の特徴について、「残業をできるだけ減らすよう、業務改善・効率化等を行う人を評価している」「率先して有給休暇を取得している」「率先して早く帰るようにしている」「職場以外での活動に積極的に参加している」「男性の子育て参加に対して理解がある」のうち1つ以上で「あてはまる」「まああてはまる」と回答した者
- ※ 「産前・産後取得」「産前のみ取得」「産後のみ取得」を合算して「取得」としている。
- (注) 調査対象: 3つの要件(①日本国内(全国)に住む既婚男性20~59歳、②2018年1月~12月に配偶者が出産した子供と同居している、③該当する子供の誕生時点で被雇用者)を満たす者

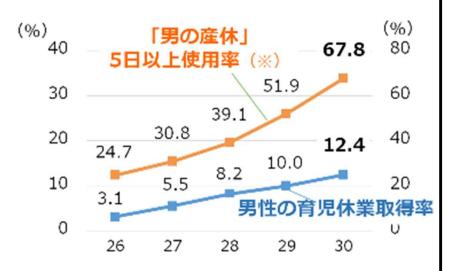
仕事と育児や介護を両立しやすい風土づくりのための取組



男性国家公務員の育児休業及び「男の産休」の取得状況及び取得促進策

男性職員の育児休業等の取得状況

○育児休業を取得した男性職員の割合(取得率)及び「男の産休」の5日以上使用率(配偶者出産休暇(2日)又は育児参加のための休暇(5日)を5日以上使用した割合)は、いずれも年々上昇している。



※ 配偶者出産休暇(2日)又は育児参加のための休暇(5日)を5日以上使用した職員の割合

新規取得者数(人) (当該年度中に新たに育児休業 育児休業取得率(%) = (再度の育児休業者を除く。)を取得した人数) 当該年度中に子が生まれた男性職員

> 出典: 女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休 業等の取得状況のフォローアップ(令和元年11月 内閣官房内閣人事局)

四表出所:内閣官房ホームページ

男性職員の育児に伴う休暇・休業取得促進策

○「男の産休」の取得目標(5日以上)設定(平成26年10月)

「男の産休」(配偶者出産休暇(2日)及び育児参加のための休暇(5日)。ともに有給)について、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」で、全ての男性職員が合計5日以上取得する目標を設定。

○職員に対する制度の周知、意識啓発等(平成27年~)

ハンドブックやポスターの作成及び配布を行うとともに、管理職員 や男性職員への呼び掛けを行うこと等により、職員に対する制度の周 知、意識啓発等を実施。

○男性職員の育児休業及び「男の産休」取得促進の取組(平成30年6月 ~)

内閣人事局から各府省等の人事当局に対し、男性職員の育児休業及び「男の産休」の取得を促進するための標準的な取組手順(職場全体への周知・啓発、上司による取得意向確認や取得の働きかけ等)及び人事評価の実施について通知。

○育児に伴う休暇・休業(1か月以上)の取得促進(令和2年4月~)

令和2年度から、子供が生まれた全ての男性職員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を取得できることを目指し、基本的な考え方や標準的な取組等を内容とする「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」を決定。

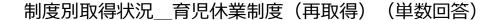
<方針の主なポイント>

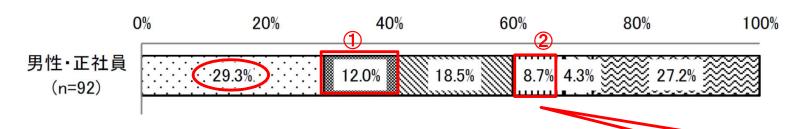
- 1 管理職員による本人の意向に沿った取得計画の作成、取得中の業務運営の確保
 - ・合計1か月以上の休暇・休業の取得を前提に、上司が対象職員に取得勧奨
- ・作成した取得計画をもとに、事前に業務分担の見直し等の環境整備を実施
- 2 幹部職員のリーダーシップの発揮、人事当局の積極的な関与
 - ・幹部職員のメッセージ発信、人事当局による進捗状況等の確認
- 3 上司等の取組状況を人事評価に反映

(3)育児休業の分割取得

育児休業の再取得の状況

- 育児休業制度を利用した回答者について、「男性・正社員」で末子の育児のための育児休業の再取得 (2回目以降の取得)の取得状況を見ると、「制度を利用した」が29.3%で最も回答割合が高い。
- 一方で、「男性・正社員」で末子の育児のための育児休業の再取得(2回目以降の取得) をしていないものの、「制度を利用としたかった」と考えている者は20.7%となっている。





【会社に制度があった】

【会社に制度がなかった】

制度を利用したかった割合 ①+②=20.7%

- □ 制度を利用した
- 制度を利用しておらず、利用したいとも思わなかった

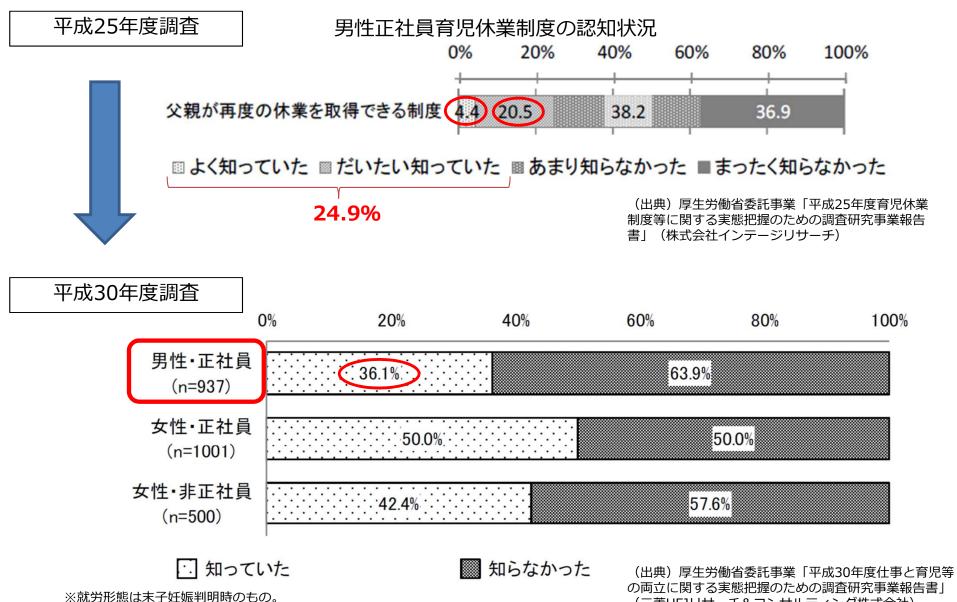
- □ 制度を利用したいと思わなかった
- 図 わからない

[※]就労形態は末子妊娠判明時のもの。

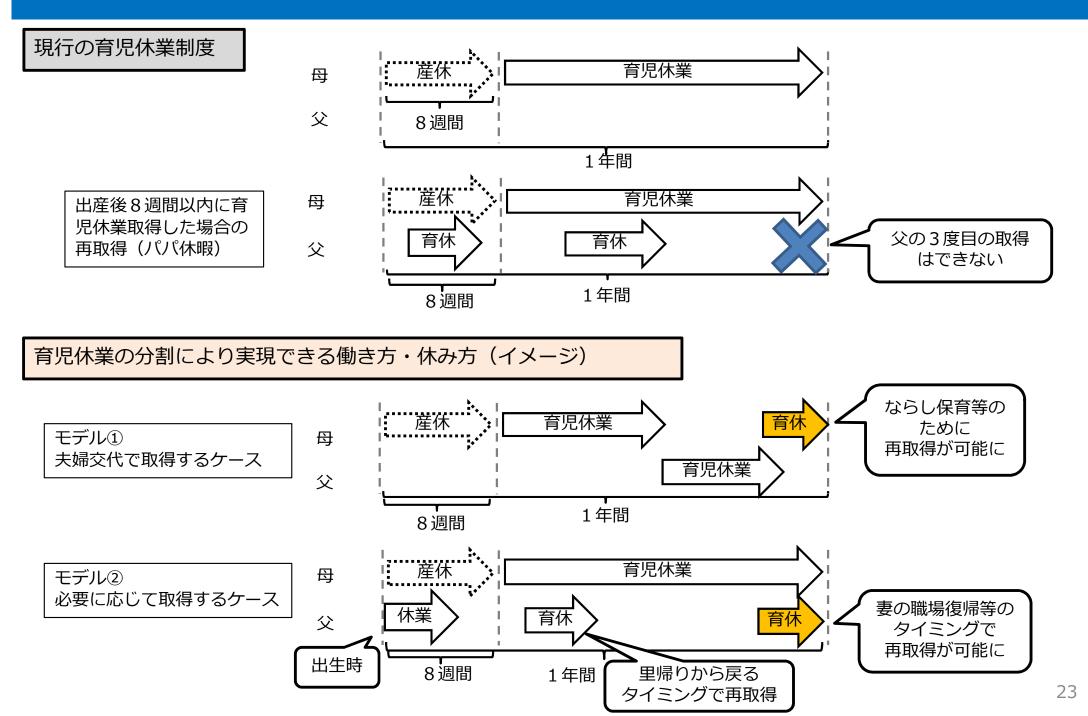
[※]誤回答の可能性があるため、留意が必要。

男性の育児休業の再取得(パパ休暇)の認知状況

男性の育児休業の再取得の認知状況を見ると、平成25年度調査では「知っていた」が約24.9%(※)だった が、平成30年度調査では36.1%。 (※) 「よく知っていた」「だいたい知っていた」の合計



育児休業の分割により実現できる働き方・休み方(イメージ)

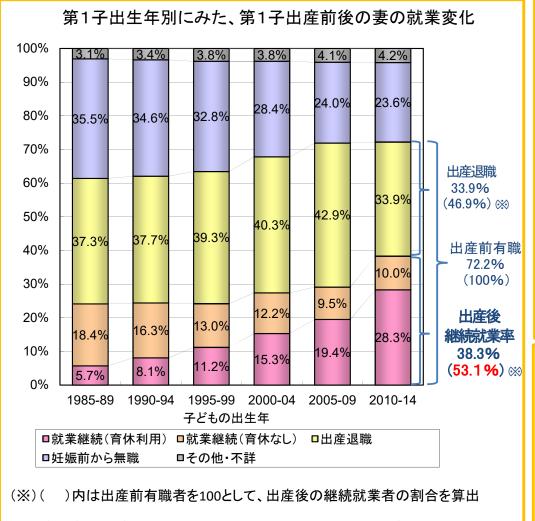


その他

仕事と生活の両立をめぐる現状

○ 約5割の女性が出産・育児により退職している。

政府目標: 第1子出産前後の女性の継続就業率 55%(令和2年)

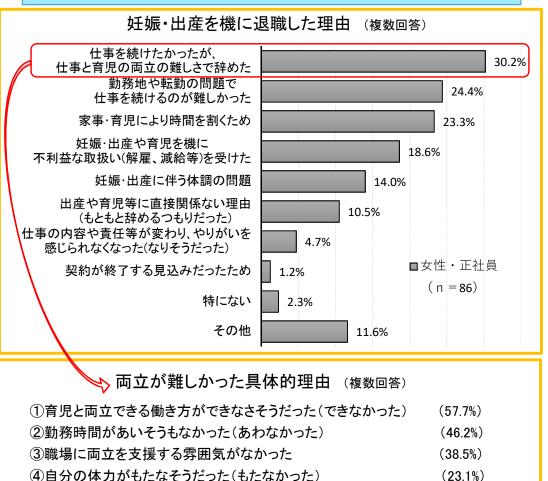


(注1)就業変化は、妻の妊娠判明時と子ども1歳時の従業上の地位の変化をみたもの。

(注2)上記グラフは、対象期間(例:2010~2014)中に出産した女性の就業変化を表している。

【資料出所】国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」

○ 妊娠・出産を機に退職した理由を見ると、「両立の難しさで辞めた」(30.2%)、「転勤等で就業継続が困難」 (24.4%)



【資料出所】三菱UFJリサーチ&コンサルティング

⑦家族がやめることを希望した

⑤ 育児のための休暇・休業を取れそうもなかった(取れなかった)

⑥保育所等に子どもを預けられそうもなかった(預けられなかった)

「平成30年度仕事と育児等の両立に関する実態把握のための調査研究事業報告書」

(19.2%)

(15.4%)

(11.5%)

女性の継続就業・出産と男性の家事・育児時間の関係

○ 日本の夫(6歳未満の子どもを持つ場合)の家事・育児関連時間は、1時間程度と国際的にみて低水準

■同一就業継続

総数

○ 夫の家事· 育児時間が長いほど、妻の継続就業割合が高く、また第2子以降の出生割合も高い傾向にある。

60.1%

51.5%

56.0%

64.5%

【6歳未満児のいる夫の家事・育児 関連時間(1日当たり)】

【夫の平日の家事・育児時間別にみた妻の出産 前後の継続就業割合】

▧転職

3.0%

4.1%

3.5%

□離職

30.4%

42.4%

34.2%

26.2%

4.0%

□不詳

5.5%

3.0%

5.8%

【夫の休日の家事・育児時間別 にみた第2子以降の出生割合】

90.0%

67.2%

出生なし、

39.6%

40.8%

出生あり

60.4%

10.0%

32.8%

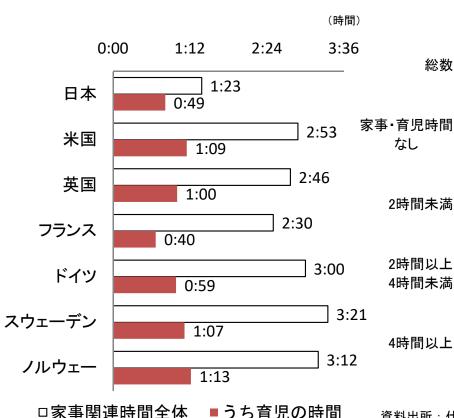
総数

家事•育児

時間なし

2時間未満

2時間以上



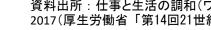
(備考) 1. Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life

U.S. "American Time Use Survey Summary" (2015) 及び総務省「社会

2. 日本の数値は、「夫婦と子どもの世帯」に限定した夫の時間であ

of Women and Men" (2004), Bureau of Labor Statistics of the

生活基本調査 (平成28年)より作成。



注:

- 1) 集計対象は、①または②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。
- ①第1回から第13回まで双方が回答した夫婦 ②第1回に独身で第12回までの間に結婚し、結婚後第14回まで双方が 回答した夫婦
- ③妻が出産前に仕事ありで、かつ、「女性票」の対象者で、この13年間に 子どもが生まれた夫婦
- 2)13年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。
- 3)「総数」には、家事・育児時間不詳を含む。

4.5% 6時間以上 6.8% 75.0% 13.6% 0% 0% 20% 40% 60% 80% 100% 資料出所:仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート

4時間未満 4時間以上 79.7% 20.3% 6時間未満 12.9% 87.1% 20% 40% 60% 80% 100% 資料出所:仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート2017 (厚生労働省「第14回21世紀成年者縱断調査(2002年成年者)」

59.2%

2017(厚生労働省「第14回21世紀成年者縦断調査(2002年成年 者) の概況」(調査年月:2015年11月)より作成)

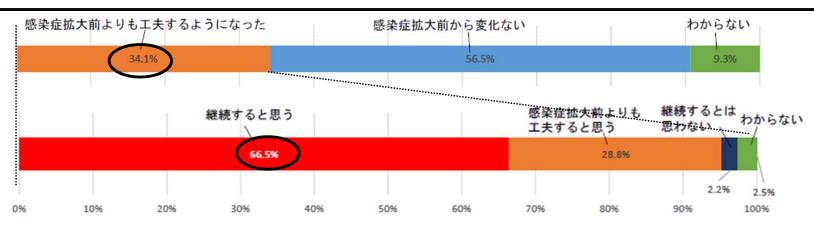
(調査年月:2015年11月)より作成)

- 1) 集計対象は、①または②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。ただし、妻の 「出生前データ」が得られていない夫婦は除く。
 - ①第1回調査から第14回調査まで双方が回答した夫婦
 - ②第1回調査時に独身で第13回調査までの間に結婚し、結婚後第14回調査まで 双方が回答した夫婦
 - ③出生前調査時に子ども1人以上ありの夫婦
- 2) 家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第13回調査時の 状況である。
- 3)13年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。
- 4) 「総数」には、家事・育児時間不詳を含む。

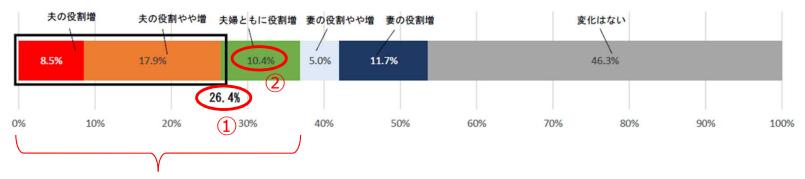
26

新型コロナウイルス感染症の影響下における家事・育児の役割分担の変化

- ○家事・育児について、夫婦間の役割分担のやり方を「感染症拡大前よりも工夫するようになった」 という回答者が34.1%。(例えば、固定的な役割分担の柔軟化、夫婦間のより丁寧な相談等)
- ○「感染症拡大前よりも工夫するようになった」という回答者について、「その工夫は、今後も継続すると思う」と回答した割合は66.5%。



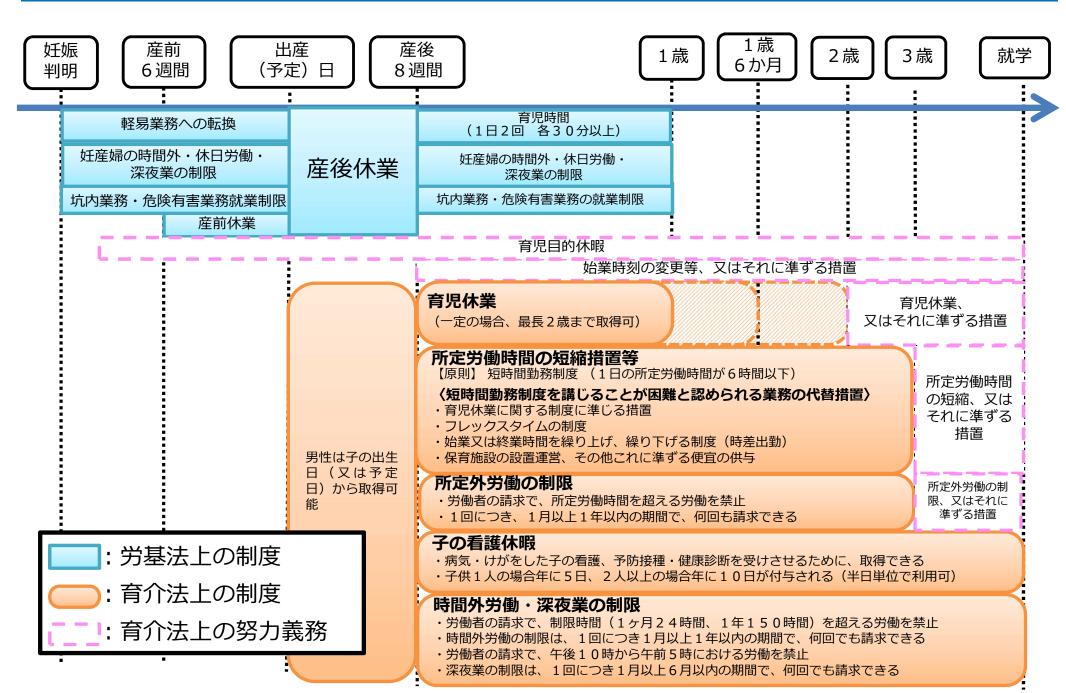
○新型コロナウイルス感染症の影響下において、家事・育児に関する夫婦間の役割分担に変化があった家庭のうち、夫の役割が増加した家庭は約37%。



家事・育児に関する夫の役割が増加した家庭 1+2=約37%

(回収数)子育て世帯(子供が18歳未満)2,168人 (出典)新型コロナウイルス感染症の影響下における生活 意識・行動の変化に関する調査(令和2年6月・内閣府)

妊娠・出産・育児期の両立支援制度



育児・介護休業法の概要(育児関係)

令和2年4月1日時点

育児休業 ※賃金の支払義務なし。※育児休業給付金(賃金の67%又は50%)あり。

- □ 子が1歳(保育所に入所できないなど、一定の場合は、最長2歳)に達するまでの育児休業の権利を保障
- □ 父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間の1年間[パパ・ママ育休プラス]
- □ 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度の育児休業の取得が可能
- ※ 有期契約労働者は、下記の要件を満たせば取得可能
 - ① 同一の事業主に引き続き1年以上雇用
 - ② 子が1歳6か月(2歳まで休業の場合は2歳)に達するまでに、労働契約(更新される場合には、更新後の契約)の期間が満了することが明らかでないこと

子の看護休暇 ※賃金の支払義務なし。

□ 小学校就学前の子を養育する場合に年5日(2人以上であれば年10日)を限度として取得できる(1日又は半日単位)
※令和3年1月1日から1日又は時間単位

所定外労働・時間外労働・深夜業の制限

- □ 3歳に達するまでの子を養育する労働者が請求した場合、所定外労働を制限
- □ 小学校就学前までの子を養育する労働者が請求した場合、月24時間、年150時間を超える時間外労働を制限
- □ 小学校就学前までの子を養育する労働者が請求した場合、深夜業(午後10時から午前5時まで)を制限

短時間勤務の措置等

□ 3歳に達するまでの子を養育する労働者について、短時間勤務の措置(1日原則6時間)を義務づけ

不利益取扱いの禁止等

- □ 事業主が、育児休業等を取得したこと等を理由として解雇その他の不利益取扱いをすることを禁止
- □ 事業主に、上司・同僚等からの育児休業等に関するハラスメントの防止措置を講じることを義務付け

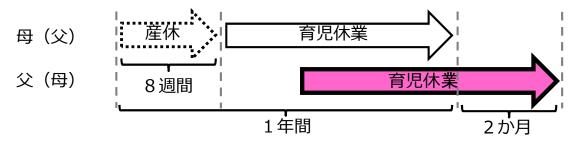
実効性の確保

- □ 苦情処理·紛争解決援助、調停
- □ 勧告に従わない事業所名の公表

父親の育児休業の取得促進のための諸制度

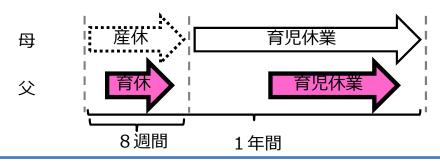
パパ・ママ育休プラス

- 母(父)だけでなく父(母)も育児休業を取得する場合で、次のいずれにも該当する場合には、休業可能期間が1歳2か月に達するまで(2か月分は父(母)のプラス分)に延長可能
 - ① 育児休業を開始しようとする労働者(以下「本人」)の配偶者が、子の1歳に達する日(1歳の誕生日の前日)以前において育児休業をしていること
 - ② 本人の育児休業開始予定日が、子の1歳の誕生日以前であること
 - ③ 本人の育児休業開始予定日が、配偶者がしている育児休業の初日以降であること
- O 育児休業が取得できる期間(出産した女性の場合は、出生日以後の産前・産後休業期間を含む。)は、 1年間



出産後8週間以内の父親の育児休業取得の促進(パパ休暇)

○ 配偶者の出産後8週間以内の期間内に、父親が育児休業を取得し、その育児休業が終了した場合には、 特別な事情がなくても、再度の取得が可能



育児休業中の経済的支援

育児休業給付(雇用保険からの給付)

- <u>原則として休業開始時賃金月額×50%(休業開始後6月は67%)が支給される。</u>(一定の要件あり)
 - ※ 法定の育児休業制度の期間(子が1歳、一定の場合は2歳に達するまで。パパ・ママ育休プラスの場合には子が1歳2か月に達するまでの1年間)
 - ※ 給付は非課税。

育児休業中の社会保険の扱い

●育児休業中の社会保険料(健康保険・厚生年金保険)の免除

事業主が申し出ることにより、被保険者本人負担分及び事業主負担分が共に免除され、免除期間に係る給付は休業前の給与水準に応じた給付が保障される。

免除期間は、育児休業を開始した日から、終了した日の翌日が含まれる月の前月までの期間。

●育児休業等終了後の社会保険料(健康保険・厚生年金保険)の特例

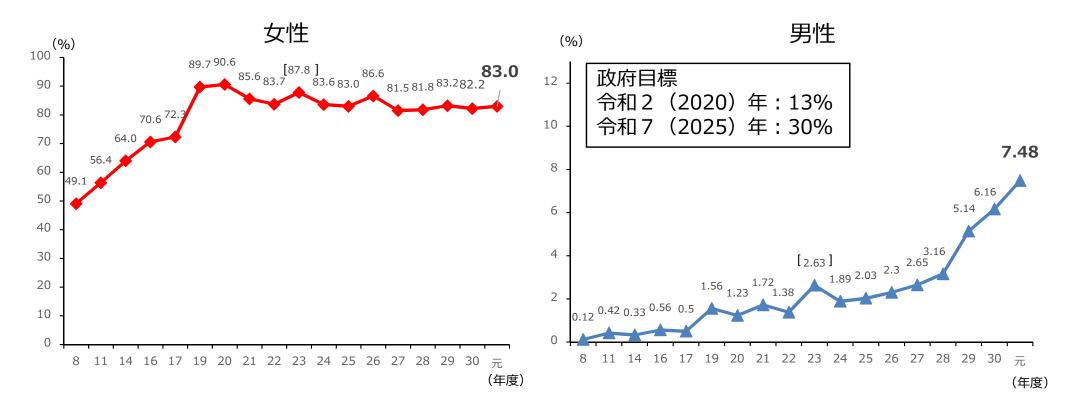
育児休業等終了後、育児等を理由に報酬が低下した場合、被保険者が事業主を経由して保険者に申し出ることにより、社会保険料の賦課対象となる標準報酬月額を低下後の額(育児休業終了日の翌日が含まれる月以降の3か月間に受けた報酬の平均額)に改定する。

● 3 歳未満の子を養育する期間についての年金額計算の特例

3歳未満の子を養育する方で養育期間中(子が3歳に達するまでの期間)の各月の給与水準が、養育を始めた月の前月と比べて低下した期間に係る年金の給付については、子の養育を始めた月の前月の給与水準に応じた給付が保障される。

育児休業取得率の推移

○育児休業取得率は、女性は8割台で推移している一方、男性は低水準ではあるものの上昇傾向にある(令和元年度:7.48%)。



育児休業取得率 = 出産者のうち、調査年の10月1日までに育児休業を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)の数 調査前年の9月30日までの1年間(※)の出産者(男性の場合は配偶者が出産した者)の数

- (※) 平成22年度以前調査においては、調査前年度の1年間。
- (注) 平成23年度の[]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

男性の育児休業の取得期間の状況

○育児休業の取得期間は、女性は9割近くが6か月以上となっている一方、男性は、5日未満が36.3%、8割が1か月未満となっている。(ただし、平成27年度から平成30年度で、5日以上の割合は増加。)

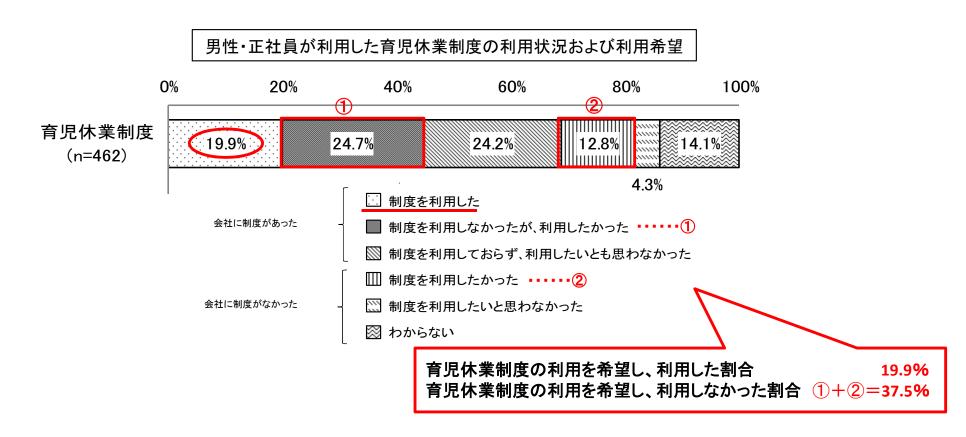
	5日 未満	5日 ~	2週間 ~	1月 ~	3月 ~	6月 ~	8月 ~	10月 ~	12月 ~	18月 ~	24月 ~	36月 ~
平成27年度	56.9	17.8	8.4	12.1	1.6	0.2	0.7	0.1	2.0	0.0	-	-
平成30年度	36.3	35.1	9.6	11.9	3.0	0.9	0.4	0.9	1.7	-	0.1	-

※ 調査対象:各事業所で調査前年度1年間に育児休業を終了し、復職した者

資料出所:厚生労働省「雇用均等基本調查」

育児休業の取得状況と取得希望(男性・正社員)

○ 「男性・正社員」について、出産・育児のためになんらかの休暇・休業の取得を希望していた者の うち、育児休業制度の利用を希望して利用した割合は19.9%となっている。一方、育児休業制度の 利用を希望していたが、利用しなかった割合は37.5%となっている。



[※]就業形態は末子妊娠判明時のもの。

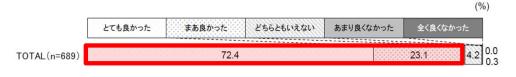
[※]末子の出産・育児を目的として休暇・休業を取得したかについて、「休暇・休業を取得した」「休暇・休業の取得を申請したことがあるが、休暇・休業を取得できなかった」「休暇・休業の取得を希望していたが、休暇・休業を申請しなかった」と回答した者(49.3%)を母数とする。

子の出生後の男性の休暇取得に対する満足度・理由

- 末子の出生後2か月以内(出産の当日も含む)に休暇を取得して「良かった」(「とても良かった」と「まあ良かった」の合計)と回答した者は95.5%。
- 休暇を取得して良かったと思う理由として、「生まれた子供の成長を見守ることができた」が62.0%で もっとも高い。

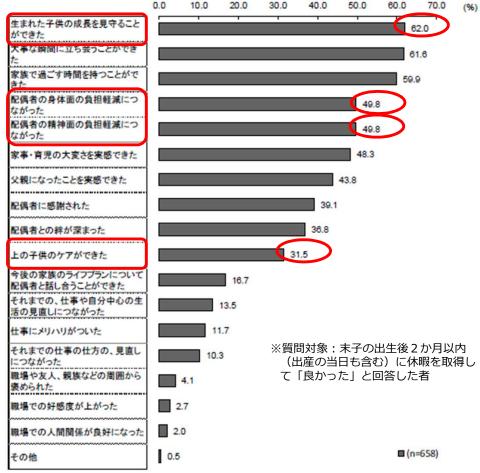
配偶者の負担軽減(49.8%)や上の子どものケア(31.5%)も一定程度挙げられている。

図表 4-1-60 末子の出生後2か月以内(出産の当日も含む)に休暇を取得して良かったか



※質問対象:末子の出生後2か月以内に休暇を取得した者

図表 4-1-62 休暇を取得して良かったと思う理由

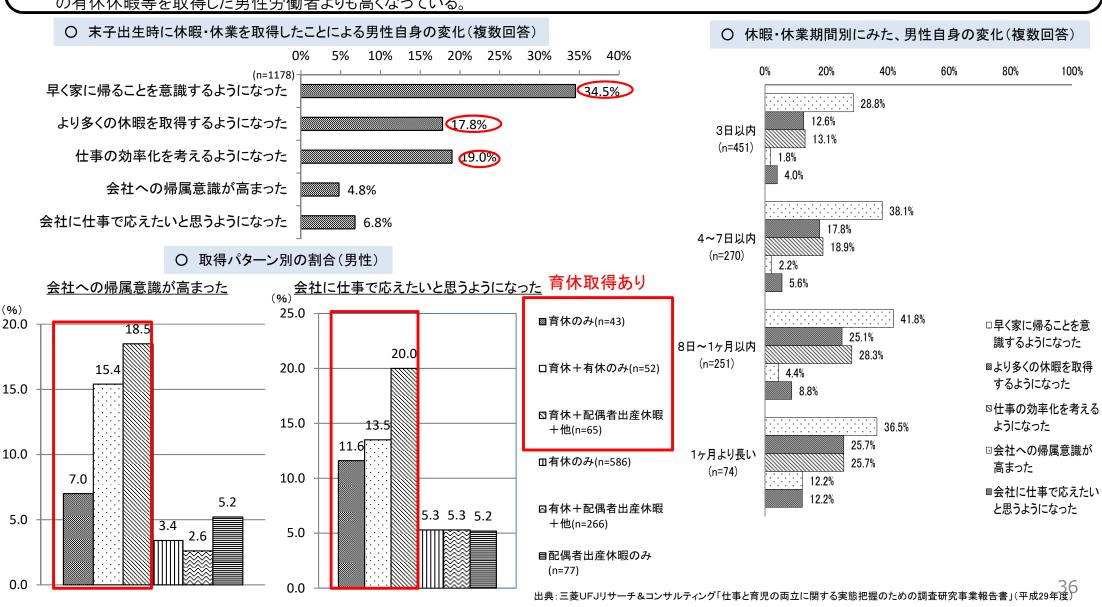


(注) 調査対象: 3 つの要件(①日本国内(全国)に住む既婚男性 20~59歳、②2018 年1月~12 月に配偶者が出産した子供と同居している、③該当する子供の誕生時点で被雇用者)を満たす者 (出典) 内閣府委託事業「男性の子育て目的の休暇取得に関する調査研究」(株式会社インテージリサーチ)(令和元年9月)

^{※「}休暇」とは、年次有給休暇、代休、配偶者出産休暇など出産に 係る特別休暇、育児休業や、その他勤務先の制度を利用した半日 又は1日以上の休暇。

休暇・休業の取得状況別にみた、仕事に対する意識変化

- 末子出生時に休暇・休業を取得した男性労働者のうち34.5%が「早く家に帰ることを意識するようになった」、19.0%が「仕事の効率化を考えるようになった」、17.8%が「より多くの休暇を取得するようになった」と回答している。
- 休暇・休業期間が長いほど、「会社への帰属意識が高まった」「会社に仕事で応えたいと思うようになった」等の回答割合が高くなる傾向にある。
- 育児休業を取得した男性労働者が「会社への帰属意識が高まった」「会社に仕事で応えたいと思うようになった」と回答する割合は、育児休業以外 の有休休暇等を取得した男性労働者よりも高くなっている。



諸外国の育児休業・給付制度等の概要

	日本	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
対象となる 子の年齢の上限	満1歳まで(最長で満2歳まで)	最長52週間 (産前産後休業と連続)	満3歳まで(うち24ヶ月は 満8歳まで繰り延べ可能)	満3歳まで	満4歳まで(うち96 日は 12歳まで繰り延べ可能)
取得可能期間	両親それぞれ1年間(最長 で2年間)	産後2週は母親に取得義務 残りの50週は両親で分割取 得可能	両親それぞれ3年間	両親それぞれ1年間(最長 で3年間)	両親あわせて480日 (1歳半までは給付の有無 にかかわらず休業可)
休業中の所得保障	両親それぞれ ・当初6ヶ月は給付率67% (上限額は月額30万5,721 円)【非課税のため、実質 8割】 ・7ヶ月以降は給付率50% (上限額は月額22万8,150 円)	週 151.20 ポンド(約 21,000円)又は休業前 賃金の9割のうち低い額 【課税】	両親合わせて12ヶ月間、給付率は手取り比原則67% (上限は月額1,800ユーロ (約22万5000円))【非 課税】	11で1124万万町)、万領 209 <i>1</i> 0フェロ(約5万	390日間は8割(上限は日額 1,006 クローナ(約12,000円))、残り90日間は日額180クローナ(約2,200円)【課税】
分割取得の可否	なし	3回まで分割可	3回まで分割可	なし	年3回まで分割可
父親の 育児休業取得促進策	両親が休業する等の要件を 満たせば、満1歳2ヶ月ま で延長される(パパ・ママ 育休プラス)	なし	両親がそれぞれ2ヶ月間以上休業すれば、給付期間が 2ヶ月間分延長される	対象となる子の年齢上限ま で給付を受給するには、両 親で交代する必要あり	父親又は母親の片方のみが 休業できる期間が、それぞ れ90日間ずつある(クォー 夕制)
父親休暇	なし ※産後8週間以内に育児休 業をした場合、再度の育児 休業を可能とする特例(パ パ休暇)あり	産後8週間以内に1週間 又は2週間の休業が可能 (週151.20ポンド又は 休業前賃金の9割のうち 低い額)【課税】	なし	・産後4か月以内に11 日間の休業が可能(従前 賃金額。ただし日額上限 89.03ユーロ(約1万 1000円))【課税】 ・別途、出生時に3日間 の休暇制度(有給)あり	母親の出産退院後60日 以内に10日間休業が可能 (8割支給)【課税】

労働政策研究・研修機構「諸外国における育児休業制度等、仕事と育児の両立支援にかかる諸政策」(2018年3月)、国立国会図書館「男性の育児休業の取得促進に関する施策の国際比較―日・米・英・独・仏・スウェーデン・ノルウェー―」(2017年9月)
 GOV.UK「Shared Parental Leave and Pay」 (https://www.gov.uk/shared-parental-leave-and-pay), GOV.UK「Paternity pay and leave」(https://www.gov.uk/paternity-pay-leave)
 Service-Public.fr 「Conge de 3 jours pour naissance ou pour adoption dans le secteur prive」(https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F2266)

育児休業制度に関する閣議決定等

少子化社会対策大綱 (令和2年5月29日閣議決定)(抄)

<本文>

Ⅳ ライフステージの各段階における施策の方向性

(4)子育て

(男性の家事・育児参画の促進)

労働者に対する育児休業制度等の個別の周知・広報や、育児のために休みやすい環境の整備、配偶者の出産直後の時期の休業を促進する枠組みの検討など、男性の育児休業取得や育児参画を促進するための取組を総合的に推進する。

<施策の具体的内容>

- Ⅰ-1(3)男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備
 - 〇非正規雇用労働者に対する支援
 - ・非正規雇用労働者についても産前産後休業・育児休業の対象となることや、2017年1月に施行された改正育児・介護休業法において有期雇用労働者の育児休業の取得要件が緩和されていることの周知徹底を図る。また、改正後の有期雇用労働者の育児休業の取得状況等を踏まえつつ、有期雇用労働者が育児休業を取得しやすくする方策を検討する。
- Ⅰ-1(5)男性の家事・育児参画の促進
 - 〇育児休業など男性の育児参画の促進
 - ・育児休業制度について、柔軟な取得を可能とするための分割取 得の拡充を検討するとともに、配偶者の出産直後の時期を中心 に、男性の休業を推進するための枠組みについて、取得しやすい 手続や休業中の給付などの経済的支援等を組み合わせることを 含めて検討する。
 - ・<u>妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知を行う</u>ほか、 有価証券報告書などの企業公表文書等への育児休業取得率の 記載を促すなど、<u>事業主が男性の育児休業取得を促す取組を行</u> うことを促進する仕組みの導入について検討する。
- ◎男性の育児休業取得率の目標・・・30%(2025年)

経済財政運営と改革の基本方針2020 について (令和2年7月17日閣議決定)(抄)

第3章「新たな日常」の実現

- 1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備(デジタルニューディール)
- (3)新しい働き方・暮らし方
- ② 少子化対策·女性活躍

配偶者の出産直後の男性の休業を促進する枠組みの検討など、男性の育児休業取得を一層強力に促進する。

成長戦略フォローアップ (令和2年7月17日閣議決定)(抄)

- 1. 新しい働き方の定着
- (2)新たに講ずべき具体的施策
 - x)女性活躍の更なる拡大、ダイバーシティ経営の推進
- ・女性が出産後もキャリアを継続することができるよう、男性の育児・家事への参加を促し、育児・家事の負担が女性に偏っている現状の是正を図る。具体的には、労働者に対する育児休業制度等の個別の周知・広報や、配偶者の出産直後の時期の休業を促進する枠組みの検討など、総合的に取組を推進する。

規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)(抄)

- 2. 雇用・人づくり分野
- (8)男性の育児休業取得促進に向けたルール整備等の検討 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく「子 育てサポート企業」において、男性の育児休業取得率等の公表を促進 するための方策について検討し、結論を得る。【令和2年度検討開始、 結論を得次第速やかに措置】

○女性の就業が進む中、依然として育児負担が女性に偏っている現状等を踏まえ、特に、<u>男性による</u> <u>育児の促進を中心とした仕事と家庭の両立方策</u>について検討。

1. 仕事と育児の両立支援に係る現状と課題

- 働く女性は年々増加。出産前後の継続就業率も上昇(前回調査40.4%→最新調査53.1%)。特に正規職員について、育児休業の利用が増加し、継続就業率も上昇(前回調査56.5%→最新調査69.1%)。
- 一方、仕事と育児の両立の困難さを理由に退職する女性がまだ一定数存在。
- 男性による家事・育児が進んでいない。
 - ▶ 育児休業取得率3.16%(その他の休暇(年次有給休暇を含む)の利用により育児を行う男性は47.6%)
- ▶ 共働き家庭、専業主婦家庭に限らず、約8割の男性が家事を行っておらず、また、約7割の男性が、育児を 行っていない。
- 企業による男性の育児促進の取組も十分には進んでいない。
- ▶ 男性の育児促進のための取組について、両立支援に積極的・先進的な企業もある一方、85.2%の企業が特に 実施をしていない。



2. 男女がともに育児をする社会にするための基本的考え方

- ① 育児に関わる男性の増加
 - ▶ 共働き家庭において、働く上での育児による制約を女性のみが背負わないよう、また、専業主婦家庭において、女性が育児の悩み等を1人で抱え込むこととならないよう、育児に関わる男性を増やす必要。
- ② 男性の育児への関わり方の改善
 - 既に育児に関わっている男性について、更なる関わり方の改善や、育児休業期間中のみならず、子育で期間 を通して育児への関わりを進める必要。
- ③ 女性のキャリア形成のための対策
 - ▶ 女性自身のキャリア形成に対する意識向上や、企業において男性労働者への両立支援が女性の活躍、継続就業につながるとの意識が醸成されるように取り組む必要。



3. 男女がともに育児をする社会にするための具体的な対応方針

◎働き方・休み方改革の推進、企業風土の改善、労働者の意識改革、社会全体の育児に対する意識改革

男女がともに育児をする社会にするための前提として、働き方改革による長時間労働の是正及び「休む」意識の浸透が重要。企業において、働き方を見直して長時間労働が是正され、メリハリのある働き方と併せて「休む」意識が醸成されれば、様々な理由での休暇取得が進むこととなり、男女とも育児を理由として休みやすくなると考えられる。

企業による男性の育児促進

- ・先進的な企業の好事例の横展開
- ・各企業における、男性による育児促進の取組状況の見える化も考えられる

女性のキャリアに対する意識付け

- ・女性自身のキャリアに係る検討及び配偶者と互いのキャリアを意識した話 し合いの推奨
- ・企業による女性労働者のキャリアを考える機会の提供を推進

当事者意識の醸成

○産後休業期間における休業の呼びかけ 女性の産後休業期間における男性による育児 休業等を利用した育児のための休業、休暇を 「男性産休」と銘打ち、これまで以上に推進。 社会全体に「産後8週間は男性も一定期間休ん で育児を行う期間」との共通認識を作る

自治体による育児関連事業

- ・妊娠、出産、育児等に 関する教室・講習会への 男性の参加促進
- ・男性がこんにちは赤 ちゃん事業の対象である 旨の明確化

【ステップ1】 育児に関わる 男性の増加

女性のキャリア

形成のための対策

育児休業取得の促進

- ・育児休業制度、育児休業給付等の周 知
- ・育児休業取得による好影響の周知
- ・育児・介護休業法の履行確保

両立支援制度の利用促進

○フルタイムで働けるフレックスタイム制度、時差出勤制度の利用が促進されるよう、企業において制度の整備及び活用が進むよう推奨

パターンの提示

・男性の育児への関わり方について、家庭の状況等に応じた様々なパターンの提示

【制度・指標面の検討課題】

両立支援制度の検討

- ○中長期的に議論する必要があるが、男性が育児をしやすくするため、法制的な改善策として、次のような項目が挙げられる
- ・取得可能期間(1年間)は 変えずに、育児休業の取得 可能年齢を引き上げ
- ・ 育児休業の分割取得
- ・育児休業等希望者に事業主 が事前対応する仕組み
- ・中小企業に配慮した仕組み
- ・小学校入学前後の両立困難 な状況に対応出来る仕組み

男性の育児に係る指標の検討

○育児休業以外にも多様な育児の関わり方があることを踏まえ、男性の育児の状況を測る適切な指標を検討

【ステップ 2】 男性の育児への 関わり方の改善